

空き家の活用をサポート

空家バンク

そのまま住むのはちょっと不安

New

空家バンク登録物件 改修補助

最大
50万円
(工事費の1/2)

対象 空家バンク登録物件の購入者で、次の全てを満たす方▶契約日から1年以内である▶補助金交付日から3年以上居住する意思がある など

補助対象経費 物件の改修に必要な経費（外構・車庫・倉庫などの改修に係る経費、家電製品などの物品の購入や設置に係る経費などを除く）

補助額 工事費の1/2(上限50万円。条件によって、補助金の上限が異なる場合があります)

備考 詳細は市ウェブサイト(右記QRコード)参照



DIY型空き家 リノベーション

自分にDIYができるかな？

各分野の専門家が リノベーションを支援

不動産事業者・工務店などと行政、大学、金融機関などが連携し、さまざまなサポート体制を整えています。

▶建築設計事務所、工務店、不動産事業者などからなる専門家チームを組織し、契約やDIYの方法の相談体制を構築

▶建築系学科のある大学からのリノベーション案の提案

▶市内に支店のある金融機関による改装資金の融資など



空き家を 活用しませんか？



近年、少子高齢化による人口構造の変化などにより、市内の空き家は増加しています。空き家の適切な管理は法律で定められた責務であり、放置すると、景観の悪化や健康被害の誘発といった地域への悪影響もあります。

一方で空き家は、地域で活用可能な住宅資源として考えることもできます。最近では、自分好みにDIYして、「自分らしい暮らし」を実現している方もいます。皆さんも空き家の活用について考えませんか？

空 家バンク事業とDIY型空き家リノベーション事業は、物件の所有者と、空き家の活用に興味がある方との橋渡しを行う事業です。両事業とも、空き家の所有者が市に物件登録を申請し、市ウェブサイトに掲載。空き家の利用希望者は、条件にあった物件について、利用を申し込むことができます。

空家バンクでは、賃貸借だけでなく、物件を売却・購入することもできます。DIY型空き家リノベーションは賃貸借のみで、貸主は現状のまま貸し出すことができ、借主は現状回復の義務を負わないことが特徴です。自分のライフスタイルに合うようにDIYすることが可能です。また、市では、空き家の活用による不安のある方のために上記のサポートを用意しています。

備考 ▼現地調査の結果や、権利関係などで登録できない場合があります▼DIY型空き家リノベーションについては、建物根幹部分の修繕費用は貸主の負担となります▼両事業の登録物件や利用方法、注意事項などの詳細は、市ウェブサイト(下記QRコード)参照

空家バンクと DIY型空き家 リノベーション

昨 年12月、空き家の適切な管理を促すため「空家等対策の推進」

空 き家を適切に管理しないまま放置し、建物の倒壊や、瓦の落下などにより、周囲の家屋や通行人に被害を与えた場合、所有者などは、損害賠償責任を負うことがあります。また、ごみの不法投棄や、周囲の景観や衛生環境の悪化、放火などによる火災の発生など、地域環境の悪化につながることも懸念されます。



また、市では、空き家を「負の遺産」ではなく「地域資源」として活用する「空家バンク事業」や、「DIY型空き家リノベーション事業」を実施。空き家の活用を促進することで、安全で住みよいまちの実現につなげています。このほか、空き家の活用や解体、相続の相談に応じる「空き家無料相談会」も実施。適切な管理がされない空き家発生予防に取り組んでいます。



DIY型空き家リノベーション事業登録物件。DIY実施前(写真上)、DIY実施後(同下)

空き家無料相談会

不 動産や建築、法律の専門家による無料の相談会を開催します。今年度から継続によって不動産を取得した場合、登記が義務付けられました。この機会に、法律の専門家などに、空き家について相談しませんか。



日時 ▼5月26日(日) ▼28日(火) いずれも午前9時～正午

場所 産業文化センター8階第2特別会議室(那加桜町2)

定員 6組(申込順)

申込と詳細 5月7日午前9時～23日までに、まちづくり推進課 ☎058(383) 1997

空家バンク
DIY型空き家
リノベーション

